

配分表

★各項目に該当することが確認できる書類を添付してください

○下記ポイントのボーダーラインは農政係までお問い合わせください。

○事業実施前3年度 = 平成30年4月1日～令和3年12月2日

付加価値額の拡大 ※算定式別紙

★青色申告決算書、法人決算報告書、就業者数が確認できる書類、営農計画書（経営計画書）等

必須目標

【付加価値額の拡大率の目標】

令和5年度の付加価値額の拡大率の目標が次のいずれかに該当（ただし、3頁の新規就農ポイントの加点を受けるものは除く）

- a 現状の付加価値額の10%以上の増加
- b 現状の付加価値額の15%以上の増加
- c 現状の付加価値額の20%以上の増加
- d 現状の付加価値額の30%以上の増加
- e 現状の付加価値額の40%以上の増加
- f 現状の付加価値額の50%以上の増加
- g 現状の付加価値額の60%以上の増加

- a 1点
- b 2点
- c 3点
- d 4点
- e 5点
- f 6点
- g 7点

【付加価値額の拡大額の目標】

ア 令和5年度の付加価値額の目標が次のいずれかに該当（ただし、3頁の新規就農ポイントの加点を受けるものは除く）

- a 100万円以上の増加
- b 150万円以上の増加
- c 300万円以上の増加
- d 400万円以上の増加
- e 650万円以上の増加
- f 1,000万円以上の増加
- g 1,500万円以上の増加

拡大率と拡大額、
両方の選択可

- a 1点
- b 2点
- c 3点
- d 4点
- e 5点
- f 6点
- g 7点

イ 令和5年度の付加価値額の目標が次のいずれかに該当（3頁の新規就農ポイント加点対象者のみ）

基準額 ~ 令和5年度における就農後経過年数 × 50万円

- a 基準額以上
- b 基準額の10%増し以上
- c 基準額の20%増し以上
- d 基準額の30%増し以上
- e 基準額の40%増し以上

- a 2点
- b 3点
- c 4点
- d 5点
- e 6点

経営面積の拡大

★農地台帳、農地売買協議書、契約書、農用地利用集積計画 等

アからオのいずれかに該当 ※拡大する面積について、ア・ウについては施設園芸は20%以上、果樹は10%以上、イ・エについては施設園芸が10%以上、果樹は5%以上で算定

借りていた分を買う事は経営面積の拡大とはいわない

- ア 農地中間管理機構から賃借権等の設定を受けており、かつ、令和5年度に現状より4ha以上の経営面積の拡大を行う
- イ 農地中間管理機構から賃借権等の設定を受けており、かつ、令和5年度に現状より2ha以上の経営面積の拡大を行う
- ウ 農地中間管理機構から賃借権等の設定を受けており、かつ、令和5年度に現状より経営面積の拡大を行う、又は、令和5年度に現状より4ha以上の経営面積の拡大を行う
- エ 農地中間管理機構から賃借権の設定を受けている、又は、令和5年度に現状より2ha以上の経営面積の拡大を行う
- オ アからエまでに該当せず、令和5年度に現状より経営面積の拡大を行う

ア 5点
イ 4点
ウ 3点
エ 2点
オ 1点

農産物の価値向上

★営農、栽培、加工販売の実態を証する書類、有機JAS等認証 諸資材等の購入書類 等

事業実施前3年度内に新品種の導入、栽培管理技術の改善、新たな加工又は販売の取組等により、農産物の価値向上等に取り組んでいる。

- ア 有機JASの認証を受けている、または受ける場合

1点

ア 1点
(加点)

農業経営の複合化

★品目転換を確認できる書類・図面又は売上明細書 等

- ア 土地利用型作物の生産、園芸作物の生産などを組み合わせ、複合的な経営を展開している。
- イ 事業実施前3年度内に経営面積又は農産物売上高(農産物の生産・加工に係る売上高をいう。)の3割以上の品目転換を行っている、又は令和5年度までに行うこととしている。
- ウ 事業実施前3年度内に経営面積又は農産物売上高の4割以上の品目転換を行っている、又は令和5年度までに行うこととしている。

ア 1点

イ 1点

ウ 2点

※イとウはどちらか

経営管理の高度化

★履歴事項全部証明書、GAP認証書、青申、BCP書 等

- ア 現在法人化している、又は令和5年度までに法人化する
- イ 国際水準GAP(GLOBAL GAP、ASIA GAP)認証を取得している
- ウ 青色申告を行っている、又は令和5年度までに行う
- エ 農業版BCP(被害を想定し被災後の早期復旧・事業再開に向けた事業継続計画)を策定している

ア 2点

イ 1点

ウ 1点

エ 1点

環境配慮の取組

★施設整備計画書、削減計画書 等

事業実施前3年度内に化石燃料を使用しない園芸施設への移行による温室効果ガスの削減又は化学農薬・化学肥料使用量の削減を行っている、又は令和5年度までに行う

1点

輸出の取組

★輸出に取り組んでいることがわかる書類 等

農産物の輸出を行う(他者との連携による取組を含む)

- ア 現在、農産物の輸出を行っている
- イ 輸出事業計画(GFPグローバル産地計画)の認定を受けている、又は認定を受けた輸出事業計画に連携者として位置づけられている
- ウ 令和5年度までに農産物売上高の15%以上を輸出に振り向ける

1点

(以下加点)

ア 1点
イ 1点
ウ 1点

新規就農

★青年等就農計画認定書

令和3年度に就農、又は就農後5年度以内の者(認定新規就農者に限る)

- ア 50歳までに就農した者(法人では役員の過半が50歳以下)
- イ 農業次世代人材投資事業(経営開始型)の交付期間中に経営を発展させて交付を終了した者

2点

(以下加点)

ア 3点
イ 1点

農業者の育成

★研修日誌、指導農業士認定証、経営改善計画認定書 等

農業研修生を受け入れている(外国人技能実習制度の者を除く)

- ア 就農に向けて必要な技術等を習得できる経営体として都道府県が認められた者(指導農業士)
- イ アに該当する経営体を受け入れた研修生が、過去5年以内に独立し、認定新規就農者又は認定農業者となった場合

1点

(以下加点)

ア 1点
イ 1点

女性の取り組み

★法人構成員名簿、出資者名簿 等

以下のいずれかに該当する

- ア 女性農業者(自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者)
- イ 代表者が女性である又は役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織(過半=半分より多いことであり5割では満たない)
- ウ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っており、女性が当該部門の責任者である者

3点